

GIFU HOZEN

岐阜県環境保全協会報

1992／第13号

平成4年9月25日発行

題字：梶原拓岐阜県知事

社団法人 岐阜県環境保全協会
岐阜市薮田1-101 水産会館内

目 次

卷頭言 廃棄物処理法の改正に寄せて 岐阜県衛生環境部長 井口恒男 1

特集 改正廃棄物処理法

法 改 正 に 当 た っ て	岐阜県環境整備課長 可児敏彦 2
新廃掃法の施行について	岐阜市環境総務課 4
地球環境と紙資源の再利用	岐阜県家庭紙工業組合理事長 後藤利夫 6
法 改 正 に よ せ て	(株)春田組代表取締役 鳴川俊春 7
産業廃棄物処理業許可等申請手数料	 9

特報 「地球環境百科展（「地球環境まつり'92」協賛事業）」を開催 「感染性廃棄物処理マニュアル」公表される

..... 10
..... 11

協会だより 12
産廃基金 寄付承諾事業一覧 14

特 集 廃棄物処理法Q & A (産廃を中心として) 18

お知らせ

大臣認定許可講習について 22
公害防止事業団の改組	

編集後記 広報編集委員 松井 守 24

表紙写真

*岐阜県の名水、席田用水（むしろだようすい）本巣町曾井中島

螢と自然を守ろうと、昭和45年に町螢保護条例を制定した。夏は螢の見物に訪れる
人が多い。中学生等による清掃等保全活動が行われている。

(県環境管理課提供)



廃棄物処理法の改正に寄せて

岐阜県衛生環境部長
井口恒男
(社)岐阜県環境保全協会副理事長)

秋も深まる中、会員の皆様には御健勝のこととお喜び申し上げます。

岐阜県環境保全協会も設立して3年を経過し、この間会員の皆様の多大なる御協力をいただきまして、岐阜県における環境保全に大きな貢献をしてまいりました。

今回の廃棄物処理法の改正に係る説明会の開催に際しては、協会の全面的な御支援のもとに会員はもとより廃棄物処理に関する多くの参加をいただき、いまさらながら廃棄物問題についての関心の高さを再認識しております。

通産省の再生資源の利用の促進に関する法律と同時期に国会に上程された改正廃棄物処理法ですが、通過は半年後になり、実際に施行も限度一杯の本年7月になりました。政省令の公布はもとより、国の各種通知もすいぶん遅れて出され、皆様方にも御迷惑をおかけしましたが、それだけ廃棄物問題が複雑多岐にわたり、関係機関の調整に時間がかかったものと理解しております。

廃棄物の排出抑制と再生利用を推進して廃棄物の減量化を積極的に行うことの目的に改正が行われましたが、その背景には最終処分場を始めとする処理施設の設置が全国的に極めて困難となっている状況があります。

岐阜県においても例外でなく、この状況を打破するために当協会も設立された訳ですが、今回の改正で、新たに「廃棄物処理センター」の制度が導入されました。既に廃棄物公社を持つ都道府県

もありますが、この制度を活用し、本県における廃棄物処理の将来像の検討に入る時期が来ていると感じております。

一方では、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」が本年5月に成立し、6月以内に施行されることになりました。これは産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図るために制定されたものであります。

特に特定施設の設置について、周辺住民の理解と協力が得られるよう、特定周辺整備地区における公共施設の整備を促進することにより、特定施設の円滑な設置が図られるようにするものです。

関連の政省令等も追って示されると思いますが、ある意味では改正廃棄物処理法の実行法規とも言える法律でもあり、廃棄物処理センターと合せて排出事業者の御協力のもと、良好な施設の設置に向けて努力していきたいと考えます。

これまで「さんばい基金」等で関係者の方々に種々御協力をいたしましたが、これからが正念場であります。これまで以上に御理解をいただくとともに、皆様の英知を集めていただきまして、豊かな国民生活の基礎的条件である廃棄物処理体制の拡充に努めてまいります。

会員の皆様にもそれぞれの立場から、廃棄物の適正処理に向けて御尽力をいただくことをお願いしまして、御挨拶といたします。

法改正に当たって 廃棄物処理への信頼を高めて処理ネットの打開を

岐阜県環境整備課長

可児 敏彦

平素から会員の皆様方には、岐阜県の環境保全に御尽力をいただきありがとうございます。

今回は改正法の施行に合せてそれぞれの立場から、円滑な施行に当たっての対応についての特集を組んでいただき、誠に時宜を得た企画であると感謝しております。

先般岐阜県と岐阜市並びに社団法人岐阜県環境保全協会で開催致しました改正法の説明会には会員の皆様はじめ多くの参加をいただき、千名を越える関係者の方々に、改正の趣旨や施行に当たっての注意点等をお伝えすることができました。

本来、行政の責任で開催すべき説明会ではありますが、協会の全面的なバックアップのおかげで予想を大幅に超える参集をいただき、特に排出事業者の方から御理解をいただくことができましたことは、改正法の周知徹底に大変役立ったことであると考えております。

さて、再生利用、減量化を柱に大改正が行われましたが、改正法の成立9ヵ月後にやっと施行され運用通知はさらに1ヵ月後になるという経過を辿りました。県の対応もずいぶん遅れ、関係者各位には御迷惑をおかけしましたが、それだけ今回の改正が多面多岐に渡り、関係省庁の調整に時間と手間がかかったものを受け止めています。

改正の個々につきましては、協会会報はじめ多くの機会で触れられており、先の説明会でも御案内しておりますので、この場では私の感想を含めた話とさせていただきます。

今回は、再生利用の視点からの改正が行われたのは、時代の要請であり当然の話ですが、私としては第2条の2に国民の責務がうたわれた点に改

正の本心を感じます。

もちろん法律的にみれば訓示規定であり、この1条文を追加しただけで、ごみ問題が解決するなどとは誰も思っていませんが、ごみ処理問題の本質は、国民ひとりひとりの暮らし方、言い換えれば人生哲学の根源まで考え直すところにあると考えます。制度的な枠組みをいかに整備しようと、この本質論まで立ち返らない限り、ごみ処理問題の解決への糸口すら掴めないと思います。

そういうことから、自ら分別して排出し、公共の各種施策に協力するといふいわば当たり前の規定があえて条をおこして設けられているところに意味がありますし、同じ思想で事業者の皆さんにも、自ら処理する原則と国及び地方公共団体の施策に協力する規定が盛り込まれていますし、製品や容器を作る際に廃棄物になったときのことをあらかじめ考へるよう求めた規定になっています。

そして国や地方公共団体には国民や事業者に対し適正処理について意識啓発を図ることが求められています。

最近では、マスコミで報道されているとおり、廃棄物処理施設の設置がすべてといつていいほど、住民の方の理解を得ることができず、ほとんど実現を見ていながらのが実状です。これには過去において処理業者や処理施設が一部ではあったにしても地域環境に好ましくない影響を与えてきた歴史があることも否定できません。

このため廃棄物の処理に対する国民の信頼を高めるため、各種の規制の強化が図られました。特に処理業の許可には、収集運搬業と処分業の分化や5年ごとの更新制度や認定講習の受講の義務付

けなど注意すべき改正が行われています。この中には既に県の指導要綱に規定し、先取りしてきたものもありますが、法制化により厳格な適用をお願いするところです。

さらに適正処理困難物についての取扱いや、感染性廃棄物を初めとする特別管理廃棄物の考え方の導入など、廃棄物の種類や性状の多様化に応じた新たな制度化が盛り込まれました。これらについては、今後さらに詳細な情報が提供されることと思いますので、いろいろな機会をとらえてお願いしていきたいと考えます。

さて、産業廃棄物処理施設は政令第7条で14種定められておりましたが、今回1つ追加になりました。それは産業廃棄物焼却施設で処理能力が1日当たり5トンを超えるものです。これまで、汚泥や廃プラスチック等の焼却施設がそれぞれ定められた処理能力を越えれば産業廃棄物処理施設として届出等の対象になっていましたが、今度は5トン以上の処理能力があれば燃やす物は何であれ、対象になりました。

実際には木くずの焼却炉が多く該当することになりますが、関連してここでひとつ考えてみたいことがあります。それは、環境に対する関心が高まる中で廃棄物の野焼きについての苦情が全国的に増加していることを反映して、今回いろいろ基準が改定された処分基準の中で、焼却は焼却設備を用いて焼却することとされ、いわゆる野焼きが禁止されました。

従来は、旧い建造物を取り壊すときは、解体したあと木材を初め再利用できるものは再利用していました。しかし、最近は機械による一括ミニチュア化作業が進行して、建設解体業から出てくる木材が例えばチップとして燃料化すること等のリサイ

クルが難しくなっています。

この部分が、いわゆる建設廃材を処理する過程の中で、安定型5品目から外れた建設木くずとして混合した状態で発生してきます。これを排除しようとしても、周囲の理解を得ることができないため、焼却炉の設置がほとんどできません。したがって野焼きが横行するということになり、県でも野焼きの禁止を指導要綱で先取りして指導してきましたが、処分先が確保できないため、なかなか解決できない状況が続いている。

県としても、これまでこういう施設の必要性について県民の皆様方に十分な理解を得るだけの説明が足らなかった面はありますが、産業廃棄物という言葉だけで絶対反対という声に包まれてしまう昨今の風潮の中で、なかなか隘路打開の道が見つからない厳しい事態に追い込まれています。

企業の営利目的のための産業廃棄物処理施設は絶対いらないという声が強い中で、このように一般の家庭から出てくる木くずですら処理できない状態にありますし、下水道汚泥のようにどんどん処理量が増加していくものもあります。

適正処理の確保のため、いろいろな形での啓発活動を行って、県民や事業者の皆様の正しい理解を少しでもいただく必要性を強く感じております。

改正法は施行されましたが、廃棄物を取り巻く環境は一層厳しいものがありますので、生活環境を保全し、美しい岐阜県つくりを推進するのに欠かせない廃棄物の減量化、適正処理に向けて、微力ながら全力を注いでいく所存ですので、会員の皆様の御理解、御協力をいただきますようお願いしまして私の話を終わらせていただきます。

新廃掃法の施行について 改正のポイント

岐阜市生活環境部環境総務課

はじめに

我が国において、ごみ問題が行政の対象として取り上げられるようになったのは、徳川末期から明治初期にかけてであり、街路や河川にごみの投棄を禁止したのが最初だといわれております。その後、明治33年の「汚物掃除法」に始まり、昭和29年の「清掃法」を経て昭和45年に通称公害国会といわれている第64臨時国会において現在の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定されました。この法律の特徴としては廃棄物処理に関する役割を事業者、市町村、都道府県、国、といった各主体に課している点です。たとえば産業廃棄物は事業者自らの責任で処理し、一般廃棄物は市町村の責務としました。しかし、この制度ができて20年が経過したわけですが、これによって廃棄物問題が解決の方向に進んでいるとはいはず、むしろ処分地の確保難や、さらには各主体間の役割分担についても原則や基準が曖昧であり、そのため多くの問題を抱えております。

深刻化する廃棄物問題の抜本的解決をめざし「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が、平成4年7月4日に施行されました。20年ぶりに大改正された今回の法律では、廃掃法全般に見直しがなされ、廃棄物処理体制の拡充、強化が図られています。

1. 特別管理産業廃棄物に関する事項

① 特別管理産業廃棄物処理業

産業廃棄物のうち一定のものが特別管理産業廃棄物として指定されたことに伴い、他人の特

別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分等を業として行おうとする者は、それぞれ特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を得なければなりません。平成5年6月30日までは、産業廃棄物処理業の許可を受けている者で、特別管理産業廃棄物に相当する廃棄物の処理業者は、特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けなくても、当該特別管理産業廃棄物の処理を行うことができます。

② 特別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分等の委託の基準

特別管理産業廃棄物の排出事業者は、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等を他人に委託する場合は、委託しようとする者に対し、委託業務の遂行に必要な情報を文書に記載して提供しなければなりません。

③ 特別管理産業廃棄物管理票

委託事業者は、受託者に特別管理産業廃棄物管理票を交付し、管理票報告書を作成後、都道府県知事又は政令市長に提出しなければなりません。

④ 特別管理産業廃棄物の多量排出者への処理計画策定

特別管理産業廃棄物の多量排出者は処理計画を策定する必要があります。産業廃棄物の多量排出者も同様です。

⑤ 特別管理産業廃棄物処理責任者

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物処理責任者を置く必要があります。

2. 許可期限に関すること

(特別管理) 産業廃棄物処理業について、収集・運搬業と処分業に区分し、それぞれの許可が必要となり、許可の有効期限は5年となります。既に許可を取得された処理業者は現在付されている許可期限にかかわらず次のようになります。

改正法の施行日(平成4年7月4日)後の最初の更新については、改正前の廃棄物処理法の許可を受けた日から5年(平成元年7月3日以前に許可を受けた者は、平成4年7月4日から平成5年7月3日までの間において許可を受けた日に応する日から1年)とする。

*平成3年7月1日許可→平成8年7月1日

*平成元年7月1日許可→平成5年7月1日から1年→平成6年7月1日

3. 産業廃棄物処理施設に関すること

産業廃棄物処理施設の設置については、従来の届出から許可に変更になりました。更に、許可が必要となる産業廃棄物処理施設として、1日当たりの処理能力が5トンを超える産業廃棄物焼却施設が追加されております。また、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設である最終処分場について、すべて技術管理者が必要となります。

4. 野焼きに関するこ

産業廃棄物を焼却する場合は焼却設備を使用することが義務付けられました。従って、今後、産業廃棄物を焼却する場合は適正な焼却施設で適正に焼却されるようお願いします。

5. 廃棄物再生事業者の知事登録

廃棄物再生事業者に関し、都道府県知事の登録制度が導入されました。省令第16条の2で定める登録基準に適合するとき、登録を受けることができます。

6. 処理業の許可要件

① 認定講習会

改正法では、事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確にかつ継続して行うに足りるものであることを許可の要件の一つとしていることから、今後、新規許可又は更新のときに厚生大臣の認定する講習会終了証の写しが必要となります。

受講すべき者は、法人の場合はその代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に属する事業場の代表者、個人の場合は、申請者本人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者となっております。

② 欠格要件の範囲の拡大

欠格事由として、禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者、生活環境を目的とした法令等に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者などが加えられました。

7. 保管施設

積み替え及び保管をする場合はその場所にその表示をし、閉いを設ける等規制の強化がされております。保管量及び期間が過大にならないように適正に保管してください。

おわりに

改正法上特に重要と思われる事項、新たに実施していただく事項を羅列させていただきました。

これらの廃棄物行政の大幅な見直しにより、産業廃棄物処理業の果たす役割もいっそう重要性を増すとともに処理業界にとっても非常に厳しい内容となっております。今後とも産業廃棄物の適正処理について、なお一層努力していただきたいと思います。

地球環境保全と紙資源の再利用について

岐阜県家庭紙工業組合

理事長 後藤利夫

この度「ぎふ保全協会報」第13号の発刊に際しての寄稿の御依頼を賜りましたので、拙い文章であります、私の考えを述べさせていただき御理解賜れば、幸に存する所であります。

去る7月に改正施行されました廃棄物処理法は、廃棄物の管理のあり方、規制強化等、廃棄物行政の大幅な見直しに依り、処理業者、排出事業者に至るまで各々の役割が、一層明確になり重要性を増して來たことが伺えます。

私共家庭紙製造業は、古紙をリサイクルしてパルプ化し、トイレットペーパー、ちり紙、その他衛生紙を生産しております関係上、スラッジの発生とその処理、或は再利用について廻る訳ですので、今後尚一層の責務を感じ、責任を果さねばならないと痛感する次第であります。

今や地域環境保全に関するることは、毎日のように新聞紙上、テレビ、ラジオを通じて報道されておりますので、充分に御承知のことですが、私共の業種は、特に森林資源保全にかかる問題と密接な関係にありますので、現状をとらえて改善の施策を早急に講すべきであると思います。

最近の地球環境は、CO₂、SO_X、NO_X、フロンガス等が、制限もなく排出せられ、地球温暖化が、加速して、21世紀中頃には人類の生存が危ぶまれることになってしまうと、環境科学の学者間では、警告が發せられております。特にCO₂の蓄積による温暖化は、化石燃料の燃焼と、森林破壊によって放出せられます。破壊が急速に進む熱帯雨林、アマゾンのあるブラジルで、今年6月国連の環境会議が開催され、地球温暖化の防止策、即ちCO₂排出量の削減策と、熱帯雨林の保全策が話し合われ、日本は竹下元首相の提唱による環

境基金に、2,000億円が、補正予算から出資されることになりました。最も、人類の歴史を見れば、それは森林開拓の歴史でもありますが、農業用地、放牧地、工業用地、住宅地を造り出すことは、経済的人間にとって、合理的行動でもあります、森林保全も、経済的にみて、合理性に富んだ選択をしないばかりに、発展途上国での森林破壊は、今後とも続くであります。その貴重な森林資源を守り、有効利用する為に、私共の業界では、古紙100%を原料としたトイレットペーパーの製造をしております。なんと紙1tを製造するのに径14cm、高さ8mの立木20本が必要であり、これをパルプ化するエネルギーは、古紙を利用した場合の3倍を必要とします。私共の生活の場からは、毎日沢山の古紙が発生しておりますが、これを回収して再生されれば街の中の巨大な森林資源とも言える訳です。

通産省では古紙利用率55%をめざして啓蒙に努めていますが、オランダでは68%、イギリスでは55%、と欧州では古紙利用に対する意識は、日本より遙かに進んでおります。又古紙利用が停滞しますと、回収システムが崩壊して、日本全国が紙ゴミに埋まってしまう恐れがあり、大きな社会問題に発展します。又去る7月中旬に富士市に於いて、「紙フォーラム100」という催しがありました。その目的は、近代製紙100年を期し、自然環境の調和を図り、文化の振興に努め、地域に密着した愛され親しまれる製紙業を目指し、イメージアップ事業を実施する、とのことでありましたが、日本で機械抄き製紙業が発祥し、洋紙の生産が始って100年目に当たることと、鈴木富士市長さんの言葉によれば、段ボール屑、新聞雑誌、印刷裁落、

上質故紙が毎日毎日、東京から11t車約1,000台が富士市内製紙工場に持ち込まれ、再生紙に生れ変わっております。当市は東京都の紙ゴミ処理工場みたいなことで、東京都知事さんから、処理費をいただかないといけないとの御意見ありました。又再生紙の価格について、認識が誤って伝えられている向きがあります。それは洋紙類について、古紙混入率20%前後のものでも、古紙パルプ化の生産設備を新たに建設しなければならず膨大な費用がかり、その償却費等を考慮しますと、純パルプものより、やや割り高になります。然し家

庭紙、特に古紙100%のトイレットペーパーは、生産設備建設当初から、古紙原料を利用することを目的にしておりますのでバージンパルプトイレットペーパーより安い値段で販売されています。

私共岐阜県家庭紙工業組合では、全国組織を通じて、「二度と回収出来ないトイレットペーパーこそ再生紙で。」をモットーとして、婦人団体、消費者団体、生活協同組合等に呼び掛けをして、「青い空と緑豊かな地球」を我々の子孫に残してやりたいと念願して、生産活動に励んでおります。

法改正に寄せて 外国(韓国)法制との比較にみる

株式会社春田組

代表取締役 鳴川俊春

昨年改正された、いわゆる新廃棄物処理法も同施行規則(省令)が7月3日公布され、7月4日から法律と共に施行された。それに伴い、岐阜県に於いても法律の改正の概要について8月28日より各地域別ブロックに於いて説明会が開催され私も西濃ブロック会場に出席し説明を受けた所ですが時間の都合もあり法律改正の骨子のみの解説がありましたので私なりの解説しますと産業廃棄物に関して見ると、従来と大きく変わった点は、特別管理産業廃棄物の指定で燃えやすい廃油、腐食性の廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物、P C B、石綿、重金属等々有害物を含む産業廃棄物の管理票の使用や無害化処理が義務づけられた。

産業廃棄物処理業者についても許可基準が強化され、許可要件として「事業を的確に、かつ、継続して行うに足るもの」との条件が付された。産業廃棄物処理施設についても、届出制より許可制となり、産廃全般についても積替保管基準の強化、野焼きの禁止、安定型埋立処分場への有害物

混入禁止のチェックなどや、最終処分場に技術管理者設置の義務付け等この様に廃棄物を単に処理のみの問題としてのみとらえるだけではなく、その種別に応じて適正に処理すべきものとしてとらえ直している。このように旧法から眺めると非常に厳しい法律になったかのような印象を受けます、事実会場での出席者の方々の声もそのように聞きました。

このことについてそれでは他の国の取り組み方はどうだろうかと思い隣国の韓国での産業廃棄物関係法規抜粋を入手し読んでみると今回の改正された我が国の法律よりも尚一層に厳しい規制を義務づけているので関心のある条文を以下抜粋してみました。

産業廃棄物

法第21条2項

生産する工程に於ける技術開発及び再利用等の方法をもって産業廃棄物の発生を最大限に抑

特 集

止する。

法 第24条 [産業廃棄物処理業]

- ①産業廃棄物の処理業を行おうとする者は保健社
会部令の規定に依る施設、設備、技術能力等の
要件を具備し、業種別に環境庁長の許可を得る。
②環境庁長は産業廃棄物処理業者に対して営業区

域を規定する等、その他の必要条件を申し付け
ることが出来る。

規 第48条 [産業廃棄物処理業許可]

- ①法24条第1項の規定に依る産業廃棄物処理業の
処理対象、廃棄物別の施設、設備、及び技術能
力等、許可要件は別表の通りである。

別表 技術能力・資本金・事務室面積・実験室

区分	特定産業廃棄物処理	一般産業廃棄物処理	産業廃棄物埋立
技術能力	1 環境・大気・水質 技士各1名以上 2 化工技士・化学分析 技能士中1名以上 3 機械技士・電気技士 ・土木技士中1名以上	1 環境・大気・水質 技士各1名以上 2 化工技士・化学分析 技能士中1名以上 3 機械技士・電気技士 ・土木技士中1名以上	1 環境・水質技士各1 名以上 2 化工技士・化学分析 技能士中1名以上 3 土木技士1名以上
資本金 又は財産	1 法人： 資本金W1億以上 2 個人： 財産評価額W2億以上	同 左	同 左
事務室	1 面積：20m ² 以上 2 条件	1 同 左 2 条件	1 同 左 2 条件

処理施設及び設備

③焼却施設

1. 連続燃焼式、機械化バッチ式又は固定バッ
チ式焼却炉の中1基以上
2. 焼却能力は1日5m³以上
3. 燃焼室出口温度は700℃以上
4. 燃焼室の内壁は耐火材を使用
5. 外部は鋼板で被覆する
6. 焚却炉には助燃装置及び空気供給調節装置
を設置する
7. 炉の本体は高温部位には単一色で塗色又は

断熱被覆する

8. 焚却温度を測定する測定器を設置
9. 炉の内部を透視する耐熱硝子検視孔を設置
10. 燃焼温度、助燃装置、通風施設、燃焼ガス
及び冷却施設を調節する装置を設置
11. 焚却灰の冷却に際して灰の飛散を防止する
施設を設置

※本焼却炉の性能検査を実行する機関は次の通り
である。

- (1)韓国機械研究所
- (2)韓国ENERGY研究所
- (3)韓国動力資源研究所

(4) ENERGY管理公団

※焼却施設は可能な限り焼却時に発生する熱を回収できる様に設置する。

紙面の都合上機会があればその他の事項も記載したいと思っております。

いずれにしましても私どもの扱っている廃棄物は、適正な処理をしませんと二次公害を引き起こすという心配があり、取り扱う私共が相当ハイレベルの資質を今後益々備えていかなければならぬ時期に来ていると思っております。

産業廃棄物処理業等許可申請手数料

(岐阜県手数料徴収規則第2条関係)

改正廃棄物処理法の施行に伴い許可等申請手数料が改正され次のとおり決まりました。(平成4年7月4日施行)

区分	手数料の種類	手数料の額	備考
産業廃棄物	収集運搬業許可申請	73,000円	(旧) 産業廃棄物処理業許可申請手数料 73,000円
	収集運搬許可更新申請	66,000円	(旧) 産業廃棄物処理業の変更許可申請手数料 67,000円
	処分業許可申請	91,000円	
	処分業許可更新申請	85,000円	
	収集運搬業変更許可申請	65,000円	
	処分業の変更許可申請	82,000円	
特別管理産業廃棄物	収集運搬業許可申請	73,000円	
	収集運搬許可更新申請	67,000円	
	処分業許可申請	93,000円	
	処分業許可更新申請	86,000円	
	収集運搬業の変更許可申請	65,000円	
	処分業の変更許可申請	83,000円	
産業廃棄物処理施設	設置許可申請	97,000円	
	構造又は規模変更許可申請	91,000円	
その他	廃棄物再生事業者登録申請	33,000円	
	一廃処理施設設置許可申請	97,000円	
	同構造規模変更許可申請	91,000円	

「地球環境百科展」を開催

～地球環境まつり、協賛事業として

11月4日に関市文化会館で

岐阜県、関市、当協会の三者共催による「地球環境まつり'92」が来る11月4日(木)午前10時から、関市文化会館で盛大に開催されます。

このイベントは、リサイクル社会への発進、をテーマに近年の環境問題の地球的規模での高まり、身近には、廃棄物処理の逼迫化、これへの対応としての廃棄物処理、再資源化の新法制が始動されたなか、県民一人一人が、廃棄物問題を認識し、その適正処理のための減量化、リサイクルへの取り組みを促進するために開催されるものであります。

イベントは、「ガボロジーセミナー」、「地球環境百科展」、「リサイクル楽市楽座」の3本柱で催されますが、これらのうち「地球環境百科展」を当協会が独自で主催することになりました。

協会としては、これを開催することが、「廃棄物処理の重要性」と「協会と会員がリサイクル社会の構築に努力している実情」を地域社会に訴える絶好の機会と考えております。このため、去る7月には各委員長の連絡会議を開催し、各委員長から成る実行委員会の設置と総務委員会がそのまま幹事会となり実行委員会の具体的業務を担当し、協会挙げてイベントの成功に向けて全力を尽くすことの申し合わせが行われ、以降準備を進めまいりました。

「地球環境百科展」の展示内容等は、現在鋭意準備中ですが、その主なものは、次のように考え

ております。

- (1) 会員又は会員との共同等による、廃棄物処理過程、リサイクル製品等の展示 20社(団体)を予定
 - (2) 廃棄物処理、リサイクルの重要性啓発パネルの展示
 - (3) 当協会及び関連団体の業務PR展示
 - (4) 入場者に対する啓発用グッズの配布
- 各位の多数のご参加を期待しております。

なお、この「地球環境まつり'92」の「地球環境百科展」以外の主な催事は、次のとおりであります。

(県の企画書より)

1. ガボロジーセミナー
 - 環境問題講演会 大垣女子短大理事長 吉田三郎氏
 - ガボロジー分科会・ごみの分別
 - 廃プラスチック再生技術
2. リサイクル楽市楽座
 - 県民によるリサイクルバザー
 - 収集ごみ(不用品)から再使用可能なもの 無償配布
3. その他
 - CAN、CANアートコンクール
 - リサイクルアイデア発表
 - その他アトラクション

感染性廃棄物処理マニアル発表 (厚生省)

厚生省は、この程「感染性廃棄物処理マニアル」を発表しました(平成4年8月13日付衛環234号水道環境部長通知)。

従来、感染性廃棄物の処理については、「医療廃棄物処理ガイドライン」に基づいて行われていたところですが、本年7月改正廃棄物処理法が施行されたことにより、感染性廃棄物は、特別管理一般(産業)廃棄物として取り扱われることになりました。これに伴い、今般、改正処理法令に基づき、その適正な処理を確保するために必要な、内部管理、保管、収集、運搬、処分等の具体的な手順をわかりやすく解説した「感染性廃棄物処理マニアル」が定められました。

その内容の主なものを掲げると次のとおりです。

1. 定義

- (1) 「感染性廃棄物」=医療関係機関等から発生し、人が感染し又はその恐れのある病原体が含まれ、又は付着している廃棄物又はこれらの恐れある廃棄物をいう。
- (2) 感染性一般廃棄物=特別管理一般廃棄物である感染性廃棄物
- (3) 感染性産業廃棄物=特別管理産業廃棄物である感染性廃棄物

2. 感染性廃棄物の範囲

血液等、病理廃棄物、血液等が付着したメス、病理検査に使用した道具等、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物に区分したその種類の具体例が詳しく説明されている。

3. 医療機関等内の管理体制

医療機関等には、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。

この管理責任者は、大臣認定講習を受講した者か、これと同等以上の者として医師、薬剤師、看

護婦等があげられている。

また、医療機関等は、診療所を除き、その発生する感染性廃棄物の適正処理が行われるよう、処理計画を定めるものとする。

4. 収集・運搬及び保管

収集・運搬にあたっては、感染性廃棄物と他の廃棄物とを混合、混載しないこと。ただし、他の廃棄物を感染性のそれと同じ取り扱いをするときはこの限りでないこと。

収集・運搬業者は、感染性廃棄物の保管は、積み替えのとき以外は行ってはならない。積み替えの場所は、周間に囲いを設け、見やすい場所に感染性廃棄物の積み替え場所である旨等を表示しておくこと。

5. 業者が行う処分

焼却による処分は、焼却施設で、梱包されたままで焼却し、最終処分する前に感染性を失わせなければならない。焼却施設は、主要な燃焼室の出口温度がおおむね800℃以上とし、これを保つために必要な助燃装置が設けられていること。

破碎滅菌処分は、滅菌等が完全に行われ、感染性病原体が飛散する恐れのない施設で行うこと。滅菌の完全性を確保するため滅菌設備を適切に管理できる者が行うこと。

6. 最終処分

残渣物は、その種類に応じて定められた埋立処分方法で最終処分するものとする。

以上、主なものを拾い上げましたが、これらのほか、処理委託基準の遵守、マニフェストの交付、取扱い者の安全等も含めた特別管理産業廃棄物処理基準に基いた手順等が詳細に定められています。

なお、このマニアルの制定に伴って従前の「医療廃棄物処理ガイドライン」は廃止されました。

帰りの車中では、以上の視察結果をふまえて、参加者全員から、感想、今後の本県の廃棄物処理のあり方等のご意見をお聴きするなど、非常に有意義な視察研修となりました。

委員長連絡会議の開催

7月27日午前10時からレストラン・フジにおいて本年度第2回の委員長連絡会議が開催されました。

この会議には、清水副理事ほか各委員長5名と事務局2名が出席しました。

議題は、各委員会の活動状況の報告と、当面する諸事業についての意見の交換・調整等が行われ、特に来たる11月に予定されている「地球環境祭り」協賛事業については、本協会が担当する「地球環境百科展」の実施は、実行委員会を設けて、この連絡会議のメンバーが即これに当たること等成功に向けて全力を尽くすとの申し合わせが行われました。

各委員会の開催

1) 広報編集委員会

8月10日(月)午前10時からレストラン・フジ会議室において平成4年度第2回の委員会が開催されました。

この会議では、本誌第13号(本号)の編集方針が協議決定されたほか、協会の当面する事業についての協力方法等について懇談が行われました。

2) 研修指導委員会

8月20日(木)午前10時から、レストラン・フジ会議室において、平成4年度第2回の委員会が開催されました。

この会議では、特に、8月28日から開催される改正廃棄物処理法説明会への委員会としての支援の方法が協議され、その結果、開催延5会場に1会場あたり2名ないし3名の委員が受け付け、会場設営等の業務支援に当たることが決定されました。

次いで「ウエステック'92」視察研修の実施についての協議、その他当面する協会事業の協力方法等について懇談が行われました。

3) 基金造成委員会地域部会

6月29日に西濃部会(部会長:田中一郎氏)、6月30日に中濃部会(部会長:鈴村兼利氏)、又7月16日には岐阜部会(部会長:国島弘氏)とそれぞれ基金造成委員会の地域部会議が開催されました。

これらの会議では、8月の「基金造成強調月間」に向けて、それぞれの地域の実情に応じた取り組み等、目標達成のための活動の強化策が熱心に協議されました。

4) 総務委員会

9月24日午前10時から「地球環境百科展」幹事会を兼ねて総務委員会が開催されました。

この会議では、年度前半の主要事業の報告のほか、特に、あと1ヶ月余に開催を控えた「地球環境百科展」の具体的実施方法が検討、協議され、この結果は幹事会(案)として次回の実行委員会へ提案されることになりました。

中部圏産業廃棄物対策協議会

中部圏産業廃棄物対策協議会(会長:清水善一愛知県協会会長)が、9月11日三重県鳥羽市で開催されました。

本協会からは、清水道雄理事(代理:鈴木元八氏)、田中一郎理事(代理:田中龍博氏)、水谷重雄理事、河村専務理事及び武藤常務理事の5名が出席しました。

会議では、次の議題が提出され、終始熱心な議論が重ねられましたが、後日、専務理事会を開いて結論を取りまとめて決定されました。

- (1) 改正廃棄物処理法の運用について(行政、全産連等への要望事項)
- (2) 厚生大臣認定講習の今後の予定について
- (3) 各県からの提案事項その他情報交換

改正法説明会大盛況裡に終了

岐阜県、岐阜市及び当協会の共催による改正廃棄物処理法の説明会が8月28日の大垣会場を皮切りとして、岐阜会場の9月10日まで4会場5回にわたって開催されました。各会場と大盛況で5回の開催を通じて千人近い関係者が参加されました。

説明会は、県の担当者による「改正法令の概要」と「改正法令による諸手続」が約2時間にわたって行われ、参加者は「これから処理業は、どうなるのか」、「事業者の責務はどう変わったのか」と終始、熱心に聴講され、法改正に対する関心の高さがうかがわれました。

なお、この説明会では、質疑の時間がとれず、質問は、予め用意した質問表で受け、後日まとめて回答することにしました。

また、この説明会の設営は協会が担当しましたが、保健所職員の皆様そして多忙な中をお出かけ頂いた研修指導委員の皆様に多大のご支援、ご協力を頂きました。深く感謝申し上げます。



大盛況の説明会（岐阜会場）

『ウエステック'92』（大阪湾フェニックス計画事業）を視察研修

廃棄物処理・資源化展『ウエステック'92』が神戸市ポートアイランドの国際展示場で9月17日から20日まで開催されました。

協会としても研修指導委員会が企画し、役員、各委員会委員等に呼びかけ、青山県議（当協会理事）、県市、保健所の職員の参加も得て総勢31名で9月17日～18日の日程で視察研修を実施しました。

これに合わせて、県環境整備課の紹介をいただ

きフェニックス計画事業の大坂湾臨海環境整備センター尼ヶ崎埋立処分基地を視察する幸運を得ました。

初日は、ウエステックの視察で、一同出展各社が究めた徹底した再資源化技術に目を見張り、出展社と質疑を交わすなど熱心に勉強されました。この展示会には、本県からも県紙業連合会と県環境整備事業協同組合が出展されていました。

2日目は、尼ヶ崎港沖の大坂湾フェニックス計画事業の埋立処分地を視察しました。この事業は、運輸省と厚生省共同の構想の基にスタートし、内陸部での処分が困難となった近畿4府県の期待を担い廃棄物処理と海面埋立てにより臨海の新都市空間を造ろうとする事業で、当日、現地では事業の概要説明を受け、船で一巡し埋立て現場を視察しました。一同規模の壮大さに感嘆し、一方で、ここへの廃棄物の受入れ管理の厳重さに関心しました。



ウエステック視察を終え宿舎に着いた一行

「産業廃棄物対策基金」 寄付ご承諾事業所のご芳名

(平成4年8月31日現在)

「環境を守り、産業を支える」を合言葉に、目標額3億円で、平成2年度から着手した「産業廃棄物対策基金」の造成事業は、いよいよ、本年度はその最終年度となりました。

この間、おかげさまで順調に推移し、平成3年度末現在の造成額は、2億円余と年度目標をほぼ達成してまいりました。これも、偏えに、目標額のうち5,000万円のご寄付をお願いいたした一般事業所各位の「緊迫した産業廃棄物処理の現状」に対する、深いご理解の賜物と感謝いたします次第であります。

私ども協会といたしましては、最終年度である本年度の目標達成を期し、8月を募金強調月間と定め、各地区的基金造成委員会を始め、全会員が一致協力し、目標達成に向けて努力することいたしました。関係各位のご理解とご協力をお願いいたします次第でございます。

最後になりましたが、ここに本年8月31日現在ご承諾いただきました事業所のご芳名をご紹介し、深甚なる謝意を表します。

寄付承諾事業所 (五十音順)

岐阜地区

(株)青木染工場	カルビー(株) 各務原工場	(株)岐阜セラック製造所
(有)赤穂工業所	川口染工場	(株)岐阜高島屋
朝日精練(株)	川崎重工業(株) 岐阜工場	岐阜トヨタ自動車(株)
厚見製紙(株)	華陽日産モータース(株)	岐阜トヨペット(株)
(株)市川金属	カワボウ(株)	岐阜日産自動車(株)
今井航空機器工業(株)	カワボウテキスタイル(株)	岐阜日野自動車(株)
岩田光学工業(株)	河田工業(株)	岐阜富士工器(株)
岩戸工業(株)	河村製紙(株)	岐阜プラスチック工業(株)
岩仲興産(株)	資木曾川染絨	岐阜三星染整(株)
(株)宇野鋳造所	株喜多村合金製作所	(有)共栄製紙所
宇部日東化成(株) 岐阜工場	北村バルブ(株)	(株)共和鋳造所
エーザイ(株) 川島工場	岐セン(株)	航空規格工業(株)
榎本工業(株)	ギトー食品(株)	郡上紡績(株)
(株)大塚紡績工場	岐阜いすゞ自動車(株)	(株)コガネパン
(株)岡本	株岐阜カクダイ製作所	国分木工(株)
起染色(株)	株岐阜加工ベニヤ製作所	近藤満(株)
影山染色(株)	岐阜クマニシ染工(株)	(株)後藤鉄工所製紙工場
カネカ食品(株)	岐阜くみあい食鳥(株)	桜井染色(株)
釜谷染色(株)	岐阜車体工業(株)	佐野鐵工(株)
	岐阜スバル自動車(株)	三喜産業(株)
	岐阜精機工業(株)	三光アルミ(株)

産 廃 基 金

三見染色(株)	東海重工(株)	不二精工(株)
(株)三陽電機製作所	(株)東海スプリング製作所	富士变速機(株)
ショーボンド建設(株)	東海銑鉄(株)	福寿工業(株)
(株)杉山バルブ製作所	東海染工(株) 岐阜工場	福德工業(株)
伸葉(株)	東海鋳造(株)	福村製紙(株)
(有)鈴木化染工場	東洋染色工業(株) 岐阜工場	(株)文溪堂
鈴木鋳造所	(株)常盤電機	ホラタ工業(株)
住田整染(株)	特種製紙(株) 岐阜工場	(株)ホンダクリオ岐阜
篠田電機工場	徳田工業(株)	(株)ホンダベルノ岐阜
(有)柴山染工場	ナイト織興(株)	堀場染色(株)
(株)昭和染工場	(株)ナカシマ	(有)松岡鋳造所
信栄ゴム工業(株)	(株)ナベヤ	丸栄コンクリート工業(株)
新華陽三菱自動車販売(株)	中州製紙(株)	丸京染色(株)
(株)新岐阜百貨店	中日本ダイカスト工業(株)	丸盛バイル(株)
大洋製紙(株)	(資)中屋染工場	丸伴化学工業(株)
大洋鋳造(株)	永田染工(株)	ミズタニバルブ工業(株)
大洋紡績(株)	長良川染工(株)	(有)三里鋳造工業所
高岡鋳造(株)	名古屋三菱ふそう自動車販売(株)	(有)三井鋳造所
高橋製紙(株)	鍋屋工業(株)	三浪工業(株)
(株)高橋鋳造所	南谷染色(株)	ムト一精工(株)
(有)高橋鉄工所	西垣ポンプ製造(株)	(株)モーリタン
(株)田幸	日興毛織(株)	モルザ(株)
(有)田中鋳造所	日幸製菓(株)	森田鋳造所
(資)田中プレス工業所	日産サニー岐阜販売(株)	(有)ヤマセン
玉腰興業(有)	日産ディーゼル岐阜販売(株)	靖和染色(株)
大東乳業(株)	日産プリンス岐阜販売(株)	(名)安田商店
大同工業(株)	日本毛織(株) 岐阜工場	山口鋼業(株)
中日鋼線(株)	日本高圧コンクリート(株)	山口染色(株)
中部アルミ工業(株)	(株)日本タクシー	山田染絨(株)
千代菊(株)	日本たばこ産業(株) 東海工場	(有)山本ボイラー製造所
都築紡績(株) 鶴沼工場	丹羽産業岐阜(株)	(株)和井田製作所
T H K(株) 岐阜工場	丹羽鋳造(株)	
(株)テクノ共栄	濃飛倉庫運輸(株)	西濃地区
天龍工業(株)	(株)ハヤシ	アルナ工機(株) 養老工場
(株)トーカイ	長谷虎紡績(株)	旭化成工業(株) 穂積工場
トヨタカローラ岐阜(株)	(株)林鋳造所	朝日興業(株)
トヨタピスタ岐阜(株)	日の丸自動車(株)	味の素冷凍食品(株)
東海カワラ(協業)	美尾整理(株)	天野製薬(株) 養老工場

産 廃 基 金

(株)イノアックコーポレーション
南濃事業所
(株)伊藤精密製作所
揖斐川工業(株)
エス・ティ・エス(株)
MRCテックス(株)
大垣化成工業(株)
大垣ニチゴー産業(株)
(株)大鹿印刷所
小里機材(株)
カネボウ光陽(株)
鐘紡(株) 大垣工場
神鋼造機(株)
(株)紀文フードケミファ 岐阜工場
岐阜カリモク(株)
クラレプラスチック(株) 伊吹工場
グリコ協同乳業(株) 中日本事業部
(株)黒田精機製作所
コーテック(株)
小泉工業(株)
(株)郷鉄工所
後藤段ボール(株)
サンケミカル(株)
三光化学工業(株)
三宝化学工業(株) 大垣工場
三洋電機(株)
人事本部岐阜管理センター
昭和コンクリート工業(株) 揖斐川工場
シンコー工業(株)
新興鋳物(株)
スイトタクシー(株)
(株)西濃イノアック
西濃運輸(株)
太平洋工業(株)
(株)タイルメント
(有)高田工業
大日金属工業(株) 岐阜事業所
大丸松下食品(株)
千代田工業(株)
都築紡績(株) 糸貫工場

帝国織維(株) 大垣工場
帝人(株) 岐阜事業所
帝人製機(株) 岐阜事業所
(有)トモエ商店
東栄化工(株)
東海森紙業(株) 岐阜事業所
東海ロール(株)
(株)東神電気 揖斐川工場
東神電工(株)
東レ(株) 岐阜工場
東邦レーヨン(株)
豊島紡績(株) 神戸工場
(株)ナイガイテキスタイル
長良製紙(株)
中村製紙(株)
日東あられ(株)
日本インシュレーション(株)
日本合成化学工業(株) 生産事業部
日本耐酸塗工業(株)
日本ハイモ工業(株)
日本無機(株) 垂井工場
八州金属(株)
(株)原織機製作所
日比野化学工業(株)
平井精密工業(株)
富士加工(株)
二村化学工業(株) 大垣工場
ヘキスト合成(株) 大垣工場
松下電子部品㈱ 高周波部品事業部
丸山工業(株)
美津濃(株) 養老工場
三菱パーントン(株)
明治製菓(株) 岐阜工場
安田金属工業(株) 岐阜工場
ユニチカ(株) 垂井工場
ヨーコン(株) 岐阜工場
(株)吉田ハム
吉田木材(株)

中 濃 地 区

今仙電機製作所可児工場
(株)大雲製紙
(有)小川建材
小川産業(株)
(株)カネ三生コンクリート
カヤバ工業(株) 岐阜事業所
貝印カミソリ工業(株)
(株)神代鉄工所
(株)神渕カヤバ製作所
加根丈製紙(株)
川一製紙(株)
(株)川辺カヤバ製作所
協同組合岐阜県可児工業団地管理センター
岐阜県東濃生コン協同組合
(株)甲山製作所
(株)小西碎石工業所
佐藤化学工業(株)
白川生コン協同組合
白鳥アイチ—エマソン(株)
(株)鈴木石油店
関中央生コン(株)
関連合刃物協同組合
関商工業福祉協同組合
(株)大翔製紙加工
大栄住宅(株) 可児工場
大福製紙(株)
立花生コンクリート(株)
中日本スイッチ(株)
東栄管機(株)
東邦紙業(株)
(株)東洋工機
東和耐火工業(株)
名古屋バルブ(株)
(株)名古屋螺子製作所
日産コンクリート(株)
日本情報用紙化工(株)

産 廃 基 金

日本パワーステアリング(株)
岐阜工場
濃飛タイル(株)
野田産業(株)
フェザー安全剃刀(株)
藤田製紙(株)
不二見セラミック(株) 岐阜工場
富士電機冷機製造(株)
二村化学工業(株)
船橋物産(株)
(株)古田鉄工
(株)洞戸化成
(株)マツバラ
牧製紙(株)
丸ス産業(株)
美濃アルミ(株)
美濃桜製紙(株)
三輪製紙(株)
武勝製紙(株)
(合)武藤商店
(有)村井製紙所
(株)ライクスタカギ
ライン生コン(株)
(株)レミックマルハチ

東濃地区

アイカ電子(株)
愛岐工業(株)
(株)青山製作所恵那工場
(株)明智I N A X
明智硝子(株)
明智セラミックス(株)
(株)イワビシ
泉陶磁器工業協同組合
市之倉陶磁器工業協同組合
伊原高圧継手工業(株)
(株)恵那峡ランド
(株)恵那金属製作所
恵那陶磁器工業協同組合

笠原陶磁器工業協同組合
北恵那交通(株)
(株)協信
協和ダンボール(株)
岐阜県耐火煉瓦工業組合
駄知陶磁器工業協同組合
下石陶磁器工業協同組合
鈴木工業(株)
全国モザイクタイル工業組合
ソニー瑞浪(株)
ダイセン(株)
大興工業(株)
高田陶磁器工業協同組合
滝呂陶磁器工業協同組合
多治見陶磁器工業協同組合
中央板紙(株)
(株)中央物産
妻木陶磁器工業協同組合
(株)T Y K
ティネン工業(株)
(株)トキワ
東栄製紙工業(株)
東清運輸(有)
東濃工業(株)
東濃鋳造(株)
土岐津西部陶磁器工業協同組合
土岐津陶磁器工業協同組合
中津紙工(株)
原水簸蛙目工業協同組合
肥田陶磁器工業協同組合
(株)富士カントリー
明智ゴルフ俱楽部ひるがのゴルフ場
富士通テン(株) 中津川工場
北陸森紙業(株) 大井製紙事業所
瑞浪陶磁器工業協同組合
本州製紙(株) 中津川工場
本多金属工業(株)
(株)前野工業所 中津川工場
(株)ミハト

三菱電機(株) 中津川製作所
美濃工業(株)
美濃窯業(株) 瑞浪工場
明光化成工業(株)
八百健(株)
(株)山加商店
(有)山正環境管理
ユニオンエレックス(株)
リコーホレックス(株)

飛騨地区

アルプス薬品工業(株)
柏木工(株)
(株)金山カヤバ製作所
神岡鉱業(株)
神岡部品工業(株)
日本レヂボン(株) 生産本部
飛騨運輸(株)
飛騨産業(株)
吉城薬品工業(株)

岐阜地区	168社
西濃地区	81社
中濃地区	59社
東濃地区	60社
飛騨地区	9社
合計	377社

廃棄物処理法Q & A 産業廃棄物処理を中心として

去る8月28日から9月10日まで4会場5回にわたって行いました改正廃棄物処理説明会は、約700の事業所等から千人近くの参加を得て大盛況裡に終了することができました。

この説明会における質問は、「質問表」により後日ご提出いただくことといたしましたが、9月20日現在27通（質問件数54件（注））のご提出をいただきました。

これら質問のうち、その内容が、個別具体事例についての判断を求めるもの、なお、今後関係機関と協議を要するもの等がありましたので、これらについては後日にゆずることとし、本号では、今般厚生省から通知されました廃棄物処理法令の運用、疑義に関しての一問一答集（平成4年8月31日付、厚生省環境整備課長通知）から、大方の質問趣意に沿った一般的なものを選び掲載いたしましたので、参考にして下さい。

（注） 質問件数の内訳 一般廃棄物固有のもの4件、定義に関するもの5件、事業者・処理業者の処理に関するもの17件、処理業の許可に関するもの11件、施設に関するもの7件、その他10件。

1 第2条関係（定義）

Q1 産業廃棄物は、改正法第2条第4項において「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、……」と定められており、改正令第2条各号では、業種限定あるいは事業活動に伴って生じたものに限ると定義されている。この改正によって改正前の産業廃棄物の範囲は改正後も変わらないと解してよいか。

A お見込みのとおり。

Q2 特別管理産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類であるかどうかの判断は、実務的には、事業活動に伴って排出される、揮発油、灯油、若しくは軽油のうち廃油であるもの又はこれらの油を使用することに伴って排出される廃油であって、引火点70℃未満のものとして扱ってよいか。

A 貴見のとおりとして差し支えない。

Q3 焼玉及びディーゼル機関燃料などに用いられている重油が廃棄物となった廃油は特別管理産業廃棄物ではないと解してよいか。

A お見込みのとおり。

Q4 挥発油類を5%以上含む汚泥は、特別管理産業廃棄物である廃油と産業廃棄物である汚泥の混合物として取り扱うことと解してよいか。

A お見込みのとおり。

Q5 事業活動に伴って排出される、P C B絶縁油を含む電気トランスは改正令第2条の2第5号の口に定める特定有害産業廃棄物に該当するか。また当該トランスから絶縁油を取り出したものは改正令第2条の2第5号のイに該当するか。

A どちらも該当する。

2 第12条関係（事業者の処理）

Q 6 排出事業者が産業廃棄物処分業者Aと直接接触してAの能力等を確認することなく、産業廃棄物収集運搬業者Bの説明を聞いたのみで、AとBを契約相手とする、いわゆる三者契約を締結することは委託基準に反すると考えるがどうか。

A お見込みのとおり。

Q 7 産業廃棄物の運搬及び処分を同一の者に委託しようとする場合は、運搬、処分それぞれについて別々の契約書が必要となるか。

A 一つの契約書でもよい。

Q 8 改正法第12条第3項の委託基準は、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物の処理を委託する場合においても適用されると解してよいか。

A お見込みのとおり。

Q 9 事業者が産業廃棄物の運搬を委託しようとする者以外の者にその処分等を委託しようとする場合に交付する改正令第6条の2第3号の文書は、マニフェストのことと解してよいか。

A 改正令第6条の2第3号の文書は、改正法第12条第3項の規定に基づき、事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託しようとする際に交付するものであり、当該委託の後、産業廃棄物を受託者に引き渡す再に交付するマニフェストとは異なるものである。

Q 10 マニフェストを使用している場合にあっても、改正令第6条の2又は第6条の5の契約書が必要と解してよいか。

A お見込みのとおり。

Q 11 焚き火程度の規模の焼却であっても、焼却する産業廃棄物の種類により、悪臭、ばい煙等に係る生活環境保全上の支障が生じていれば、改正令第6条第2号イで引用する第3条第2号イの規定に違反していると解してよいか。

A お見込みのとおり。

3 第12条の2関係（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

Q 12 特別管理産業廃棄物を発生する製造工程において、特別管理産業廃棄物及びそれ以外の産業廃棄物を排出する事業者については、改正法第12条の2のみならず改正法第12条も適用されると解してよいか。

A お見込みのとおりです。

Q 13 改正法第12条の2第4項及び同条第7項においては「特別管理産業廃棄物を生ずる事業場（事業者）」と規定されているが、事業場内において生ずる特別管理産業廃棄物を当該事業場内において処分し、当該事業場外に特別管理産業廃棄物を排出しない場合には、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び帳簿の記載等は不要であると解してよいか。

A 必要である。

Q 14 不要物である、P C Bを含む部品を使用した廃電気機器を保管している事業者は、特別管理産業

特 集

廃棄物排出事業者に該当し、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置や処理（保管）状況の報告が義務付けられると解してよいか。

A お見込みのとおり。

Q15 改正法第12条の2第4項中の「当該事業場ごとに」とは、石綿建材除去事業を行う場合には「工事現場ごとに」と解してよいか。

A お見込みのとおり。

Q16 特別管理産業廃棄物管理責任者の果たすべき役割は何か。

A 当該責任者が置かれた事業場における特別管理産業廃棄物に係る管理全般にわたる業務を廃棄物処理法に基づき適正に遂行することであり、例えば、

- ① 特別管理産業廃棄物の排出状況を把握し、
- ② 処理の計画を立て、
- ③ 適正な処理を確保することである。

4 第14条～第14条の6関係（産業廃棄物処理業）

Q17 改正法第14条第1項に基づく産業廃棄物処理業の許可を有する者が、許可の更新申請と併せて、取り扱う産業廃棄物の種類を追加しようとする場合、当該申請は改正法第14条第2項に基づく更新許可申請となるのか、又は改正法第14条の2第1項に基づく変更許可申請となるのか。

A 改正法第14条第2項及び改正法第14条の2第1項の両方の許可申請が必要である。

Q18 特別管理産業廃棄物の汚泥の収集運搬と特別管理産業廃棄物以外の汚泥の収集運搬とを業として行おうとするものは、改正法第14条及び改正法第14条の4の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の両方を必要とするか。

A お見込みのとおり。

Q19 次に掲げる方法により他人の産業廃棄物の積替作業を行う場合、当該作業を事業の範囲とする業の許可が必要と解してよいか。

- (1) 産業廃棄物を収納した運搬容器を運搬車から別の運搬車に積み替える作業
- (2) 産業廃棄物をバラ積みしてきた車両から取りおろした産業廃棄物を重機等を用いて他の車両に積み替える作業

A いずれもお見込みのとおり。

Q20 認定講習会は、許可申請のどの程度前に受講しなければならないか。

A 新規許可講習会については、最長でも許可申請の日から起算して5年前の日以降許可申請の日までに修了し、更新許可講習会については、許可の更新の日から起算して2年前の日以降更新許可申請の日までに修了していなければならない。

Q21 旧法第14条第1項に基づく有害物を含む産業廃棄物の収集運搬業の許可申請については、改正法第14条の4第1項の許可に係る申請とみなしてよいか。

A 改正法附則第3条第2項の規定により、改正法第14条第1項の許可に係る申請とみなされるので、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可については、あらためて改正法第14条の4第1項の許可の申請が必要である。

Q22 旧法に基づき、収集運搬業に処分業を追加する変更許可を受けた者の改正令附則第3条の「許可を受けた日」は、収集運搬業の許可を得た日と解してよい。

A お見込みのとおり。

Q23 旧法第14条第3項の規定に基づき付した期限は、改正法の施行により無効となったと考えるが如何。

A お見込みのとおり。

Q24 運搬又は処分の再委託を受けた処理業者が再度他の処理業者に運搬又は処分を委託することは認められるのか。

A 認められない。

Q25 特別管理産業廃棄物に該当しない産業廃棄物の収集運搬を事業の内容として旧法第14条第1項の許可を有する者が、特別管理産業廃棄物に該当しない産業廃棄物を取り扱い品目として追加する場合、改正法第14条の2第1項の規定に基づく変更許可申請が必要か。

A お見込みのとおり。

5 第9条の4関係（第15条の4で準用）（処理施設設置者の周辺地域への配慮）

Q26 改正法第9条の4の「施設の周辺地域への配慮」の具体的な内容如何。

A 廃棄物処理施設と周辺住民との調和が図られるよう、廃棄物処理施設の設置者、管理者が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮すべきことを責務として規定したものである。この配慮についての具体的な内容は、個々の施設の状況により異なるが、例えば、廃棄物処理施設の運転に伴い、周辺地域の生活環境の保全上支障が生じないように維持管理を徹底すること、廃棄物処理施設の周辺に緑地等を整備するなどの環境整備を図ること等があげられる。

厚生大臣認定許可講習について

本年度の厚生大臣認定新規許可講習会の開催日程は、去る6月に発表され、全国各県で、産業廃棄物処理業に係るもの延69回、特別管理産業廃棄物処理業に係るもの延19回が予定されており、既に8月から実施されているところであります。

本年度は、全国的にも、例年に比べて盛況で、特に近畿では、既に受け付けてきれないような状況にあるよう、当協会を窓口とした申込用紙の配布も既に100部を超えております。このような状況は、最近における産業廃棄物問題の高まり、環境産業への期待等で産業廃棄物処理業への新規参入

の関心の高まりの反映とも見ることができるでしょう。

ところで、既存の処理業者としては、法改正により新設された特別管理産業廃棄物処理業許可（平成5年6月30日までは猶予）に係る講習と産業廃棄物処理業の更新許可に係る講習が問題となります。これらの講習の実施については、現在、その実施時期（特に特別管理産業廃棄物処理業に係る講習会は今年度中の開催）等について、県及び全連等と協議検討中であります。時期等が決まり次第該当会員各位にご連絡いたします。

公害防止事業団が 環境事業団に生まれ変わります

公害防止事業団

公害防止事業団は、産業公害防止対策及び都市・生活型公害防止対策に関する業務を行い、地域の環境保全に貢献してきたところであります。

しかしながら、近年、環境行政上新たな課題が生じてきており、これらの課題に適切に対処し、さらに国民の環境に対するニーズを満たしていく事業を実施するとの観点から、自然公園の保護及び整備、産業廃棄物の適正処理の促進、国際協力への取り組み等の現下の重要課題に対応するため、事業の拡充を図り、「環境事業団」に改組するための制度改正（法律改正）が行われました（平成4年5月6日公布。平成4年10月1日施行）。

今後、新規事業とともにこれまでの事業も更に充実すべく努力し、地球にやさしい環境づくりのバイオニアとして邁進して参りたいと思います。

産業廃棄物適正処理の促進を図るための融資制度につきましては、次により融資を行っておりま

すが、融資枠の増額を図りご要望に答えられるように更に一層の努力をいたします。

産業廃棄物処理業の方々に置かれましても、一層のご理解とご活用をお願いします。

1. 融資対象者

事業活動に伴って生ずる廃棄物の収集・運搬、中間処理、再生利用・資源化処理及び最終処分を業とする次の方々です。

中小企業者、地方公共団体、センター（広域臨海環境整備センター法に基づき設立された法人）、第一セクター、第三セクター、中小企業等

2. 融資対象廃棄物

事業活動に伴って生ずる廃棄物及びこれを最終処分するため中間処理されたもので、客観的に汚物又は不要物として認められるもの、並びに事業系の一般廃棄物も対象となります。

3. 融資対象施設

以下の施設で、産業廃棄物処理施設届出に係る事前協議が完了したものと対象としています。

(1) 収集・運搬及び保管施設

運搬車両、運搬船、中継積卸施設、パイプライン、保管倉庫、ストックヤード、その他

(2) 中間処理施設

焼却施設、破碎施設、切断施設、圧縮施設、乾燥施設、溶融施設、中和施設、その他

(3) 再生利用・資源化処理施設

廃油再生施設、廃プラスチック再生施設、アルミ等廃金属類再生施設、建設廃材の燃料化・骨材化施設、魚腸骨処理施設、その他

(4) 最終処分施設

(安定型、管理型、しゃ断型)最終処分場、汚水処理等処分場付帯設備、処分場付帯重機類、処分場跡地環境対策施設、その他

4. 融資条件 (平成4年4月9日改定)

融資割合: 80% (大企業50%) 以内

返済期間: 15年 (据置期間を含む) 以内

据置期間: 2年以内

担保: 必要に応じて提供していただきます。

利 率

*中小企業者、第3セクター: 5.35%

*地方公共団体、センター、第1セクター: 5.15%

*大企業: 当初3年間5.80% (4年目以降5.90%)

5. 融資額の限度: 上限はありません。

6. 融資申込の期間: 随時受け付けています。

7. 融資の窓口

融資の窓口としては、都市銀行、地方銀行、第2地方銀行、信用金庫、信託銀行、長期信用銀行等の金融機関で取り扱っています。

詳細については下記へお問い合わせください。

公害防止事業団業務部産業廃棄物業務課

(10/1以降は環境事業団業務部環境保全課)

〒100 東京都千代田区霞ヶ関1-4-1 (日土地ビル)

☎ 03(5251)1046 (ダイヤルイン)

エコビジネス

最近、頭に「エコ」を冠したエコマーク、エコボリス、エコビジネス等の言葉をよく耳にします。

この「エコ」は、エコロジー（生態学、生態系等と訳される。）の語の略称らしく、これから察するに「エコビジネス」とは「生態系と調和した、或は環境にやさしい商売」といえるでしょう。

「エコビジネス」とは、環境保全に寄与しうる商品、サービス、或は、より良好な環境を創造するような商品、サービスを提供する事業の総称で、化学工業、機械工業のように特定の産業分野を指すのでなく、提供される商品等の環境上の効果に着目した横断的な概念であるとされ、地球環境問題が高まるなか、今後このビジネスは一層重要性を増し、大きく発展するとされています。

「エコビジネス」は、その環境上の効果に着目して次のように分類されています。

- ① 公害対策型エコビジネス=公的な規制等に対応して、マイナス環境を防止、改善する事業（公害防止装置、低公害車の開発等）
- ② 環境保全型エコビジネス=環境への負荷を低減したり、環境保全に役立つ商品等を提供する事業（省エネ、省資源技術システムの開発、廃棄物リサイクルシステムの開発等）
- ③ 環境創造・維持管理型エコビジネス=新たにプラス環境を創造する付加価値の大きな商品等を提供する事業（アメニティ空間・事務所等の創造）
- ④ 情報型エコビジネス=環境に関する情報を提供する事業（環境情報システム開発・環境教育等）

環境庁総務課編、最新「環境キーワード」による

編集後記

協会要覧（平成4年版）の訂正

1 18ページ (有)海部清掃の所在地
(現) 愛知県海部郡甚目寺町新居屋字岩屋94



(新) 愛知県海部郡甚目寺町西今宿平割2-6

2 37ページ 寿和工業株の事業の範囲

	動植 残渣	ゴム くず		動植 残渣	ゴム くず
(現)	○ △		→	● △	○ △
(新)					

一編集後記

この夏は、その後半に大変な猛暑に見舞われました。それに、我々にとっては、何よりも、まさに「廃棄物新法」と言われる改正廃棄物処理法の施行と、これに前後して続々と出された数々の政令・省令、運用通知等々、「処理基準は厳しくなった。たき火程度を超える野焼きは禁止をする」、「今後処理業はどうなる」、「事業者のなすべきことはどう変わったか」等々連日業界マスコミ、我々仲間での議論がふつとうし、まことに暑くるしい夏でした。

しかし、いざれにいたしましても、昨年来のリサイクル法、特定施設整備促進法、それに今般の改正法と、今後の廃棄処理の方向を決める法的な枠組が確立されたことは間違ひありません。

さて、本号ですが、時節柄改正法の特集を組み、県衛生環境部長さんから巻頭におはげましの言葉をいただいたのを始め、行政、事業者、処理業者それぞれの立場から今後の方向について示唆に富んだご寄稿をいただき、この期にふさわしい、意義ある誌面となりました。深く感謝申し上げます。

本誌では、皆様の投稿をお待ちいたしております。特に今般の法改正と今後の廃棄物処理の方向等についてのご所見をいただければ幸甚に存じます。

(広報編集委員 松井 守)

ぎふ保全協会報編集委員

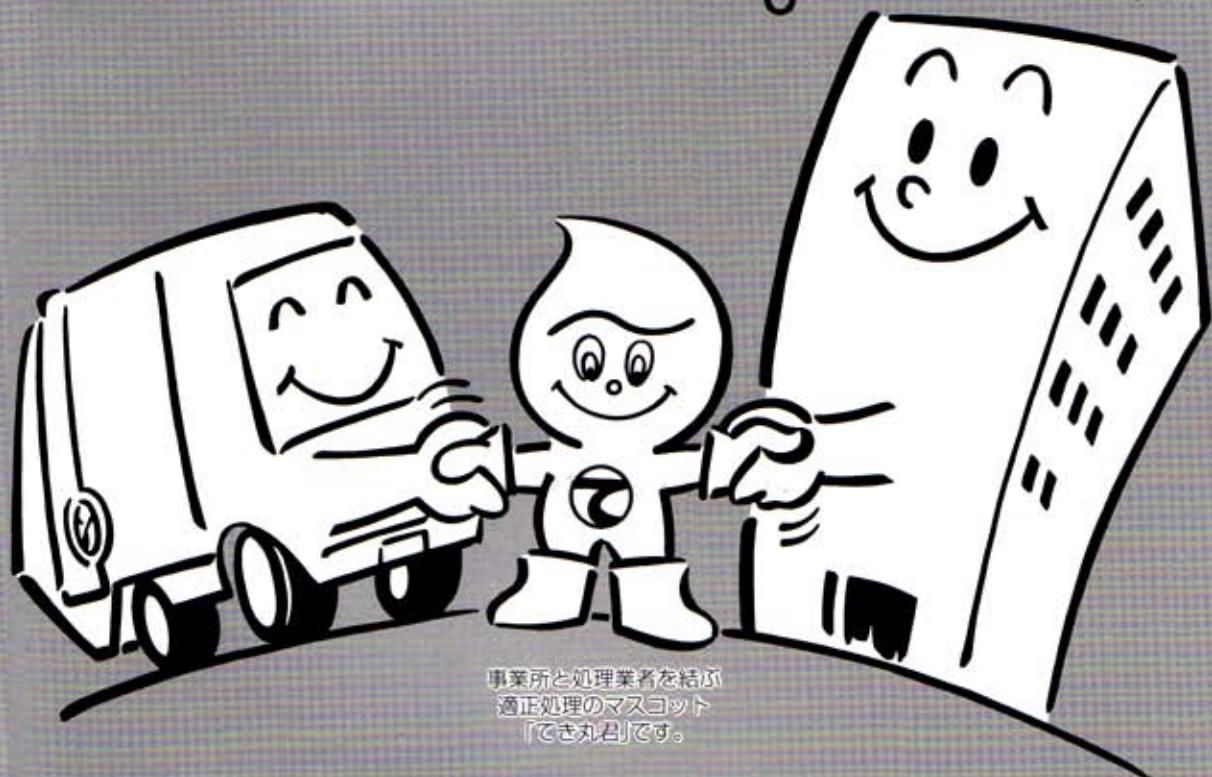
委員長 山村 けい

副委員長 蒔田 浩

委員 松井 守 各務 遼 菅原 一郎
野々村 清 野村 清晴

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用してあります。)

まず、あなたから。
産業廃棄物の
適正処理。



事業所と処理業者を結ぶ
適正処理のマスコット
「てき丸君」です。



協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成4年9月25日発行

第13号

編集
発行 社団法人 岐阜県環境保全協会

理事長 梶原拓

〒500 岐阜市薮田1丁目101番地 水産会館1階
TEL <0582> 72-9293
FAX <0582> 72-6764

印刷 共和印刷株式会社

